

治 療 証 明 書 (市原市保育施設版)

保育所 (園)

氏名

下記の疾患で療養のところ、現在軽快し感染のおそれはないとおもわれますので、
登所 (園) してよいことを証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から 療養開始

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から 登所 (園) 可

該当疾患に○	疾 患 名	出席停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	インフルエンザ A・B	発熱後 5 日および解熱後 3 日を経過するまで。
	百日咳	特有な咳が消失するまで。又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹 (はしか)	解熱後 3 日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺炎、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで。
	水痘 (水ぼうそう) 帯状疱疹	全ての発疹が痂皮化するまで。
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師によって感染のおそれがないと認められるまで。
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
	腸管出血性大腸菌感染症	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで。
	流行性角結膜炎 (はやり目)	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで。
	急性出血性結膜炎	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで。
	ウイルス性肝炎 (A 型)	肝機能が正常になるまで。
	A 群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後 24 時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで。
	感染性胃腸炎 (ロタ、ノロ、その他)	嘔吐、下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで。
	マイコプラズマ感染症	解熱し、激しい咳が治るまで。
	伝染性紅斑 (りんご病)	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登所 (園) 可能。
	ヘルパンギーナ	全身状態の安定した者は登所 (園) 可能。
	RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなるまで。
	突発性発疹	解熱し機能が良く全身状態が良くなるまで。
	手足口病	全身状態の安定した者は登所 (園) 可能
	伝染性膿痂疹 (とびひ)	患部を覆えれば登所 (園) 可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで。
	その他の伝染病	

※生活での注意事項

(_____)

証明日：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

医 師 名

印